

第七回 参議院農林委員会議録第三十三号

昭和二十五年四月二十八日(金曜日)

委員の異動

四月二十六日委員柴田政次君辞任につき、その補欠として國伊能君を議長に置いて指名した。四月二十八日委員國伊能君辞任につき、その補欠として柴田政次君を議長において指名した。

本日の会議に付した事件

○狩獵法の一部を改正する法律案(伊達源一郎君外九名発議)

○自作農創設特別措置法の一部を改正する等の法律案(内閣提出・衆議院送付)

午後一時四十五分開会
○委員長(楠見義男君) 只今より委員会を開会いたします。
速記を止めて下さい。

午後一時四十七分速記中止

午後三時四十五分速記開始

○委員長(楠見義男君) 速記を始めて下さい。それでは狩獵法の一部を改正する法律案を議題にいたします。

この法律案は伊達源一郎君外九名の本院議員の御提案に成る法律案でございまして、当方が先議でありますので、至急にこれの御決定を願つて、若し御採決を得れば衆議院に早く送付する必要がありますので、日程の予定を変更いたしまして御審議を煩わす次第であります。右申し上げましたような事情でありますので、御了承の上御審議を頂きましたいと思ひます。

説明申上げます。

次に、本法案の主な内容を簡単に御説明申上げます。

おきまることは、島獸保護の見地からみて適當ではありませんから、特に空

最初に提案者を代表せられて伊達源一郎君から提案理由の御説明を伺うことにいたします。

○委員外議員(伊達源一郎君) 只今議題となりました「狩獵法の一部を改正する法律案」の提案理由につきまして、大要を御説明申上げます。

一般におきましては、諸外国に比し我国におきましては、鳥獸に対する認識が極めて薄く、有益鳥獸保護の方策も不徹底でありましたため、從来鳥獸は、次第にその数を減じて來たのであります。

が、戦時中の濫獲は特に著しく、さらには、森林大臣が地域を定めてその捕獲を禁止制限することができ、又法定獵具以外の方法による捕獲につきましては、都道府県知事が農林大臣の認可を得て制限又は禁止することとなつております。

に又、森林の濫伐等は鳥獸の自然的生育の條件を奪うこととなりましたため、近時著しくその数を減じ、若し、このままに推移いたしますときは、或る種の鳥獸は、わが国から永久にその姿を没することとなる虞れがあるのであります。

近時全国的に蔓延して非常なる損害を加えつつあります森林害虫の異常な発生は、害虫の天敵たる鳥類の激減によりますところが多く、まづくい虫、野鼠等その他の有害動物の繁殖により農林業等の被る損害は、非常なるものがあります。

こうした事態に対応いたしまして、益鳥獸につきましては、單にその捕獲を制限するだけでは不十分であります。

そこで、積極的にその保護繁殖を図ることにより我が農林水産業等の発展に資する必要があります。

本日の会議に付した事件

○狩獵法の一部を改正する法律案(伊達源一郎君外九名発議)

○自作農創設特別措置法の一部を改正する等の法律案(内閣提出・衆議院送付)

午後一時四十五分開会
○委員長(楠見義男君) 只今より委員会を開会いたします。
速記を止めて下さい。

午後一時四十七分速記中止

午後三時四十五分速記開始

○委員長(楠見義男君) 速記を始めて下さい。それでは狩獵法の一部を改正する法律案を議題にいたします。

この法律案は伊達源一郎君外九名の本院議員の御提案に成る法律案でございまして、当方が先議でありますので、至急にこれの御決定を願つて、若し御採決を得れば衆議院に早く送付する必要がありますので、日程の予定を変更いたしまして御審議を煩わす次第であります。右申し上げましたような事情でありますので、御了承の上御審議を頂きましたいと思ひます。

説明申上げます。

次に、本法案の主な内容を簡単に御説明申上げます。

おきまることは、島獸保護の見地からみて適當ではありませんから、特に空

第一に、現行狩獵法は、島獸を保護氣銃につきましては、これを免許の対照たる獵具から除外し、簡易な狩獵登録の制度を設けることとし、その取締には、都道府県知事の許可とを規定しております。

而して特殊狩獵島獸につきましては、都道府県知事の許可を要することを規定しております。

第四月十五日までありますと、狩獵期は、内地におきましては、十月十五日から翌年四月十五日まで、北海道におきましては、九月十五日から翌年四月十五日まであります。

第三に、現行狩獵法によりますと、狩獵期につきましては、更に、獵期を限定することができますこととなつてあります。第五條中「特殊ノ」という字句を削ることにより、農林大臣は広く狩獵島獸一般についても、獵期を限定したこととしたのであります。

第四に、狩獵免許及び狩獵登録を受けるにつきましては、五百円を超える範囲内において省令で定める額の手数料を納付すべきことといたしました

第二に、現在空氣銃は銃器として規定されておりますので、空氣銃を使用して狩獵島獸を捕獲するためには三千六百円の狩獵者税を支拂わなければなりませんが、実際上狩獵免許を受ける者が非常に少く、殆んど全部が常獵であります。併しこれを全般放任しておきますことは、島獸保護の見地から

第五に、島獸の積極的な保護繁殖を図るために、島獸保護の見地から

鳥獸保護区内には、営巢、給餌、給水等の保護施設を設けると共に、島獸の繁殖と生育に支障のある水面の埋立、干拓、立木竹の伐採、工作物の設置等

は、農林大臣又は都道府県知事の許可を受けさせることとし、これによつて損害を被つた者に對しては補償を與えることといたしたのであります。

第六に、狩獵島獸の積類の決定、捕獲の禁止若しくは制限又は島獸保護区の設定には、公聽会を開きまして、利害關係人及び學識經驗者の意見を聽いて手続を慎重且つ民主的にすることにいたしたのであります。

第七に、現在わが国におきましては、一部に、第十二條の特別捕獲許可により捕獲した保護島獸の飼養が行われておりますが、これにつきましては、特に飼養許可試を發行して、特別捕獲許可によらないで捕獲したものとの區別を明かにすることによります。

第八に、きし及びやまとりはわが國特有のものであります拘らず、近年その數の著しく減少しておりますのでその捕獲数を制限しておりますが、尙十分とは申せませんため、その販売をも禁止いたして、捕獲制限の目的を達することいたしたのであります。

第九に、島獸の輸出及び輸入につきましては、適法に捕獲された旨の證明書を添附せしめることといたしたのであります。これは、從來牝いたちがわ

が国で捕獲を禁止しておりますに拘らず、その皮が外国に輸出されている事実に鑑みまして、輸出の際に検査を行ふことにより、捕獲の段階だけでなく最終的な関門によつて違反の取締を行ふうとするものであります。尙現在、米国初め諸外国にもこの制度の例がありますので、輸入の際にも、そうした制度のある国からの輸入につきましては、当該国の証明書を添附せしめることがいたしたのであります。

規定を整備いたしますと共に、罰則を強化し、体刑をも料し得ることとしたのであります。

以上「狩獵法」の一部を改正する法律案の提案理由につきまして、概略御説明申し上げました、何とぞ、慎重に御審議の上速かに御可決あらんことを願ふ次第であります。

○委員長(楠見義男君) この法案につきましては立案に参画いたしました法律関係では、参議院の法制局の関係者が参つております。それから現行法並びにそれを通じての狩猟鳥獣の問題に關しましては、林野庁の当該担当官が見えておりますから、若し御質疑がありますれば、提案者の外にこういうような方々に対し御質疑をお願いいた

○藤野繁雄君 只今拜見したので、余り詳しいことは存じませんが、第一の、この理由に書いてある保護鳥獸と特別狩獵鳥獸の區別を一つ御説明を願いたいと思います。

○説明員(葛精一君) 狩獵鳥獸と申すのは、狩獵免許を受けまして取れる種類を指しております。それから、それ以外のものは一般に非狩獵鳥獸と申し

殊というのには、例えれば狩猟鳥獸の中で、例えて申上げますと鹿なら鹿、そういうものを指してそれを特殊の狩猟鳥獸と申します。狩猟鳥獸全体を指しませんで、その一種類を指す場合に特殊と申します。

○藤野繁雄君 それで具体的に狩猟鳥獸としてはまあ一、二の例を挙げて頂いて、それから特殊狩猟鳥獸といふものは具体的にこういうものを申すのであるということを、ノルマントンをお聞きいたしたいと思います。

○説明員(葛精一君) いわゆるきじ、やまとどり等が特殊になつております。獵期間は十一月からになつておりますから、短くしてあります。きじ、やまとどり等でござります。それから一般には十一月から二月までの獵期に取れるものでございます。きじ、やまとどりは二ヶ月しか取れない、そういうのは特殊という言葉を使います。

そういうのは普通のかも、すづめ、からすとの如きは普通の鳥になつております。

○藤野繁雄君 それからこの理由書の第三の方の、第十二條の特別捕獲許可による外は、狩猟鳥獸の捕獲は全く禁止する旨の規定を明らかにいたしておりますのでありますか……。

○説明員(葛精一君) 特別捕獲と申しますと、學術研究等によりまして大臣の許可を得たもの……。

○ 説明員(奥原日出男君) 従来は空氣銃もやはり法定の猟法でございまして、従いまして狩猟免許を受けなければ空氣銃による猟をしてはならない。こういうことに相成つておつたのであります。これが手数料といったしまして、三千六百円徵收されておつたわけであります。今回法律を改正いたしまして、空氣銃は狩猟免許を要しない、併しながら狩獵登録をしなければならない、その登録料として五百円以内狩猟法の定める額を徵收する。こういうことに空氣銃については改めたいと思ひます。

及び狩猟登録を受ける、これは空氣銃のことであります。

され、併し、併その上に、税額の計算に
付する手数料が課せられることとす。

○藤野繁雄君 次は第五ですが、第五の名つて「員告」と読みます。これは度のものに止められるべあるのであると考えております。

補償を與えることといたしましたのであります。」この補償は予算化しておるのであるかどうか、予算化しておつたならばどの位の予算であるか、お尋ね

いたしたいと思ひます。
○説明員(奥原日出男君) 今年度の林野厅の予算の上におきまして、國のやります保護区における補資の経費は計

上いたしております。併しながら額といたしましては、狩獵關係の経費が前年度の三百八十七万円に対しまして四

百七十九万円に膨らんだのであります
が、その中で、保護区の関係の経費と
いたしまして八十一万円を予定いたし
ております。その経費の中から補償い
たしたいとかように存じております。
○藤野繁雄君 次に條文でお尋ねいた
します。第三條のその他の獣具といふ
ものは、どういうものを予定いたして
おりますか、お尋ねいたします。
○専門員(永田龍之助君) その他の獣
具はかすみ網とか、それからかも猟に
使、また、つによつて、こう、うら

○藤野繁雄君 そうすると第三條の中
によ、赤坂、潤、潤、二、ら二にから
うなものをしております。

には、金谷新馬といふことであつたから、そういうふうなものであつたならば綱の中に加わるのじやないかと思ひますが、如何ですか。

いました。申訳ございません。電網は
その網の中に含まれるわけであります
が、鶴鱵とか、それから簍、鉤、そ
ういったような農の特殊なものであります

○藤野繁雄君 今の説明では鼠と犬差
ないよう考へられるが、何があるだ
けます。鶴禰といふやうなものだと思
います。

ふうの思つて「其へ他・獣具」と書いたのであるかどうか、お尋ねしたいと思ひます。

よりますと「銃器、網、鵜罠、鉤又ハ罠ヲ使用シテ之ヲ捕獲スル」という意味になつておりますが、改正案では流器、空氣流を除きまして、そうち

て網と罠を出しまして、その他のものは「其ノ他ノ獵具」ということで包括的に表現したわけであります。

○藤野繁雄君 第三條の「邸宅」といふ定義であります。大邸宅には大分大きき、ところの山も含んでおるが、この邸宅といふものは、宅地として土地台帳に載つてゐるものであるか、或いは屋敷に近いところの山であつたならば、それも邸宅に含まれるのであるか、この点をお尋ねしたいと思います。

○委員長(鶴見義男君) それは現行法の解釈ですね。

○藤野繁雄君 そうです。

○政府委員(奥原日出男君) 現行法に

おまかせでは、「ここで取上げておりません。」
「邸宅」は、堀でありますとか、そういうふうな、
堀でありますとか、そういうふうな、

要するに閉障のあります邸宅と、ういうふうな範囲においてこの「邸宅」を読んでおる次第であります。

これには乙種登録免許を受けた者は、
いうふうに制限してあります。が、甲
種はどこに何と書いてあるのである
か、ちょっと見当りませんが、甲種は

どうされるお考ですか
○法制局參事(堀田道三君) 申種猶豫
免状は現行法と同じでございまして、
現行法の第五條の第二項を御覽願ひま
す。

すと一甲種狩猟火器の銃器を例以降より
ノ方法ヲ以て狩猟ヲ為ス」場合に限ら
れるわけであります。で銃器以外の猟
具によります場合には危険性がござい
ませんので、氣頭者或は明白者に第

許してもよろしいと、そういう意味で第七條におきましては、乙種の狩猟免
種の場合だけを適格性を規定しておりまして、甲種狩猟免狀の場合こ
とは特に

○藤野繁雄君 第九條です、第九條には「禁猟区」がありますし、十條には触れていないわけでござります。

「銃砲禁止区域」がありますが、「禁獵号」と「銃砲禁域」の区別、及びこう

りますが、そういう御趣旨に副います
るために現行法の第十二條におきまし

「前数條ノ規定ニ拘ラス」云々とありま
すけれども、十五條の「危険ナル」若

ります。非常に簡単な方法でも、現在は猪を獲らなくとも駆逐はできるよう

う事例があるかどうか、その点一
つ……。

いろいろに区別せなければならぬところの理由をお尋ねいたします。
○説明員(奥原日出男君) 九條の「禁猟区」は、要するに狩猟そのものを禁止する区域、こういう概念でございまして、第十條の「銃猟禁止区域」は、その中で銃を用いまする銃猟だけを禁止いたしまする区域、こういう概念で

を捕獲いたしまする許可を、有害鳥獣駆除のため、或いは學術研究のため、その他特別の事由によりまして主務大臣又は地方長官が與える、こういふことにいたしております。而してその有害鳥獸が野兔、熊、猪、からす、すづめ、きじばと等のものであります。

八陷罪ヲ使用シテ鳥獸ヲ捕獲スルコトヲ得ス」こういう規定があるので、従つてなか／＼許可をしてくれぬと同時に、罠を作るということについてこういうふうに制限規定がある。従つてみすみす食糧が喰い荒ざれても傍観せざるを得ないという陳情があつたようになり承知しておるのでですが、そうではな

○委員長(鶴見義男君) そうむずかしいことなしに猪が捕えられるなら、山林地方の食糧を作つておる農民が非常に苦痛を訴えたり、何かすることはない、又わざ／＼東京まで来て陳情する必要がないと思うのですが、今お話を聞かなければなりません。

○説明員(葛籠一君) 林業試験場で調べたしました結果、きつつきの類は殆んどまづいい虫を実際に喰つております。それから私の実験しましたのは岐阜県の金華山、木曾福島の長野當林局の裏山、そういう所じや実際に食つております。

両方は相違いたしておるのであります。第九條の「禁猟区は」積極的に鳥獣の保護、繁殖を図りまするため、そういうような積極性を持ちました趣旨を以てこれを設定するのであります。

まことにおきましては、これは都道府県知事、その他の場合におきましては農林大臣がこれを許可するというふうに現在動かしております次第であります。

○藤野繁雄君 そうですね。
○委員長(楠見義男君) そういう場合の取扱い方はついても、現行法においてもあるのですが、それはどういふ

○ 説明員（葛精一君） 犬の良いのがな
屈なことがあるのでしょうか。
○ 説明員（葛精一君） 結局は猪を獲り
ますには良い犬がないため獲れない。
○ 委員長（補見義男君） 犬が。
○ 説明員（葛精一君） 初にありますこういふような状態であ
れば、或る種の鳥獸はわが國から永久
にその姿を没することになるという、
この或る種のものとはどういうもので
すか。

が、第十條の「銃猟禁止区域」は、主としては危険を予防いたしまするためこれを設定いたすのでありますて、その狙いといだします趣旨におきまして相違があります次第であります。

○野野原君 今例を挙げられたらどうぞ

の場合の猪でありますて、私の長崎県のようない山の合中に田畑が多い所では、猪の被害が非常に多いのであります。そしてその猪の被害がある場合に、也行長(ひやうなが)日本(にっぽん)にござります。

うにしておられですか。

○説明員(萬緒一君)のがん、以前は沢山内地におつたのですが、殆んどない、くいな類、つるくいな、前には相当おつたのですが……。
○委員長(橋見義男君)のがんというふうにありますと割合にやさしく獲れます。

○藤野謹雄君 私などは食糧増産上往々にして鳥獸の被害を被ることがあるのであります。又時には短期間の間に非常な損害を受けることがあるのであります。そういうふうな場合における地方長官の矢張りまで詳しく述べて置く間にやられてしまふのであります。そういうふうな場合においては、猪の被害があるだろうということを予想して置いて、前以て許しを受けて置く間にやられてしまふのであります。

り、底に竹槍を立てて置きまして、又括り罠にしましても人間が吊し上げられて怪我をするようなものを使つちやいかんといふのであります。

ども、食糧より猪の方が大事な取扱を受けておるような感じを持つて非常に不満を訴えて来ておるので、国会の方へ。ですからそういう点はよく徹底するようにして頂きたいと思います。

○説明員(葛精一君) 狩猟鳥獸です。いま日本には殆んどおりません。

○委員長(楠見義男君) 有益鳥獸ではありますんか。

取扱は何か簡単な方法ができると思うのであります。現在の規定においてそれができるのであるか、或いは今一度の改正法によつてそつうふうな点についてお尋ねが専門を設けられたのであります。○説明員(奥原日出男君) 只今の御質問にございましたように、危険を予想いたならば獲ることができるとかどうか、お尋ねしたいと思うのであります。

られる、そういうものをしないと結局残い穴ならすぐ飛び上つてしまふんで、それじやいかん、猪の通る道は決まっておるのだから、そこに入れて置けば、入間はよく知つておるから問題

○説明員(鶴精一君) よく徹底するよ
うに注意いたします。

○山崎桓君 この益鳥でまつぶ、虫を
食べる益鳥があるかどうか、お尋ねし
たのですが。

○説明員(鶴精一君) あります。
○委員長(橋見義男君) どういふもの
が。

○説明員(鶴精一君) 大体つるの類が

○説明員(奥原日出男君) 只今の御質問は、作物を非常に荒しまするような猪の害、その他の顯著な被害がありましてしまして予め或る程度包摺的な許可をいたしまするよう地方を指導いたしたいと思います。

○委員長(楠見義男君) これは逆に藤野さんん伺いたいんですけどね、今お話を

●説明員(葛精一君) その逆の方を申上げますと、賄賂ですね。引金に糸がない、だから是非やらせて貰いたいという陳情であつたように思うのですがね。

○説明員(萬精一君) まついい虫を喰います鳥類、それは大体まついい虫及び類似の昆虫を食べますのは五十一種類の鳥になつております。これは山料博士がお調べになりました。

○委員長(楠見義君) それはこの表

したときに、この法律の規定に拘らず、とにかくそういうものを捕獲できること、というふうな方法が講じてあるか、こういうふうな御趣旨に了解したのであります。この委員会等へも陳情を受けておるのでですが、なかなか地方長官が許可をしてくれない。特に十二條で行くと、

ついていて、猪がかりますと糸の線に沿つて弾丸が飛んで来ます。これで年々人命をなくしておるような状態で、それが危険な罠その他になつてお

○山崎恒君 そうしますと、現在日本
の松林を非常に侵蝕されておる大きさ
が、このまづくい虫を阻止したとい
うありますか。
○説明員(葛穂一君) これにはあります
が、この害を受けた、この害を多少でも
止めた、これが初中級おる方のもので
す。

○委員長(楠見義男君) それから十三條の二の改正規定で、まどり、やまどり、やまどりといふのは有益鳥ですか。

○説明員(葛精一君) 先ずやまどりは山林特に山林に対して大体千二百羽のところを調査しました結果無害です。

それからきじは、やまどりに比しまして多少作物を荒しますけれども、一年間を通じて調査いたしますと、耕地附近では割合に作物を荒してあります

が、それでも益の方が多い。

○説明員(葛精一君) やまどりは無害という話ですが、有益でもないのでですか。

○説明員(葛精一君) ちよつと聞き漏らしましたが……。

○委員長(楠見義男君) 第十三條の二でございましたが、有益鳥だから保護する必要ができる、やまどりをこういふむずかしい、込んだ制限をする。その趣旨が、これは有益鳥だから保護する必要があつてこういうことをするのか、或いは何か観賞的と言いますかね、それ以外に特別な理由でこういふむずかしくしておるのか、その理由をお伺いしたい。

○説明員(葛精一君) それはちよつと前回の説明員が言われたように保護して置きたい。

○委員長(楠見義男君) その保護すること、有益鳥だから保護して天敵としての力を發揮させると、こういふ意味からですか。そうでなくて、有益でもないがとにかくになると淋しいから置いておくという意味で、こういう制限があるのか。

○説明員(葛精一君) それは今申しまして、農林関係に対しましては、有益な点もありますし、又非常に利用の価値が豊かなために、沢山殖やして一面利用したい……。

○委員長(楠見義男君) 利用というのはどういう……。

○説明員(葛精一君) 食用。

○委員長(楠見義男君) それから現行法の第十四條ですね、第十四條と、それから新しい改正の第十四條で、改正の十四條では農林大臣の認可を受けてやると、こうなつていてあるのですが、現行法の「命令ノ定ムル所ニ依リ」というのは、そういう内容がどういう内容のものがあるのですか。ということはですね、國が設定をする場合に主務大臣の認可を受けるというのは、如何にもダブつておるような気がするものですから、その点でお伺いしているのです。

○法制局参事(堀合道三君) ちよつと申上げますが、現行法はおきまして、狹区設定につきましては農林大臣の認可を要するわけでございます。國が農林大臣の認可を受けると申しますのは、これは財政收入を伴いますものでござりますから、従つてこの財産の主体、特に国有財産の主体としての國が狹区を設定いたします場合に農林大臣の認可を受ける、こういふ趣旨でござります。

○委員長(楠見義男君) その次、第二十條の二で「命令ヲ以テ定ムル鳥獸」について、この命令……省令ですね。定めたような壯いたちのことを指しておるわけですか。

○説明員(葛精一君) これは普通のイタチ、牝イタチ、というのが、これがいのは、「命令ヲ以テ定ムル鳥獸」ところあるから、その命令ではどういうものを指しておるか。又卵とこうあるのだけれども、その卵を生む親の鳥はどういうものを予想しておるかというこ

とです。

○説明員(葛精一君) いたち、きつね、たぬき、てんと、いうようなものを予想しておる。卵はきじなんかそういうものであります。

○委員長(楠見義男君) きじですか。それから罰則で、二二一條の二項で、従来は「犯人ノ所有シ又ハ所持」とありますのが今度は「犯人ノ所有」というものだけに変つたのですが、これはどういう理由なんでしょうか。

○法制局参事(堀合道三君) お答え申上げます。現行法におきましては犯人が所有權を持たないで所持しておる場合も含むということになつておりますけれども、そこまでこの沒收を及ぼすのは行き過ぎではないかという趣旨で削つたのでございます。

○委員長(楠見義男君) 外に御質疑ありますか。若し御質疑がなかつたら、これより討論採決に入りたいと思いますが……。「略議なし」と呼ぶ者あり)これまで御発言もないようありますから、これより採決をいたします。狩猟法の一部を改正する法律案につきまして、原案通り可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔総員起立〕

○委員長(楠見義男君) 総員起立、よ

が政府が立てられないために、現在非常な窮状に陥つておるような次第であります。従つてあらゆる方法を講じて、農地委員会では合理的な手続を探つて、或いは合理的な手続を探らずして農地を処分しておるところのものが、各方面に現れて來つてあるのです。

ります。而して今日の経済状態ではま

すますその傾向が増大しつつあるのが、各方面に現れて來つてあるのです。各面に現れて來つてあるのが、各方面に現れて來つてあるのです。而して今日の経済状態ではますますその傾向が増大しつつあるのが、各方面に現れて來つてあるのです。

ように考えられるであります。又農地を処分しなくても耕作権を譲渡するというようなことによつて、従来の小作料よりも農地改革後におけるところの小作料の方が大なる小作料を納めな

くちやならないというような現在の状況になりつつあるであります。こうした改革の目的を達成することはできないの

であります。それは取りも直さず現在の自作農に對して自作農の維持に要す

るふうなことで行つたれば、農地改

革の目的を達成することはできないの

であります。それは取りも直さず現在の自作農に對して自作農の維持に要す

したように、農林関係に対しましては、有益な点もありますし、又非常に利用の価値が豊かなために、沢山殖やして一面利用したい……。

○委員長(楠見義男君) 利用というのはどういう……。

○説明員(葛精一君) 食用。

○委員長(楠見義男君) それから現行法の第十四條ですね、第十四條と、それから新しい改正の第十四條で、改正の十四條では農林大臣の認可を受けてやると、こうなつていてあるのですが、現行法の「命令ノ定ムル所ニ依リ」というのは、そういう内容がどういう内容のものがあるのですか。ということはですね、國が設定をする場合に主務大臣の認可を受けるというのは、如何にもダブつておるような気がするものですから、その点でお伺いしているのです。

○説明員(葛精一君) いたち、きつね、たぬき、てんと、いうようなものを予想しておる。卵はきじなんかそういうものであります。

○委員長(楠見義男君) きじですか。それから罰則で、二二一條の二項で、従来は「犯人ノ所有シ又ハ所持」とありますのが今度は「犯人ノ所有」というものだけに変つたのですが、これはどういう理由なんでしょうか。

○法制局参事(堀合道三君) お答え申上げます。現行法におきましては犯人が所有權を持たないで所持しておる場合も含むということになつておりますけれども、そこまでこの沒收を及ぼすのは行き過ぎではないかという趣旨で削つたのでございます。

○委員長(楠見義男君) 外に御質疑ありますか。若し御質疑がなかつたら、これより討論採決に入りたいと思いますが……。「略議なし」と呼ぶ者あり)

これまで御発言もないようありますから、これより採決をいたします。狩猟法の一部を改正する法律案につきまして、原案通り可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔総員起立〕

○委員長(楠見義男君) 総員起立、よ

ります。而して今日の経済状態ではますますその傾向が増大しつつあるのが、各方面に現れて來つてあるのです。

ように考えられるであります。又農地を処分しなくても耕作権を譲渡する

といふようなことによつて、従来の小作料よりも農地改革後におけるところの小作料の方が大なる小作料を納める

くちやならないというような現在の状況になりつつあるであります。こうした改革の目的を達成することはできないの

であります。それは取りも直さず現在の自作農に對して自作農の維持に要す

るふうなことで行つたれば、農地改

革の目的を達成することはできないの

であります。私は芦田内閣以來、代内閣に對して、自作農の創設をやつて、維持の対策を講じなかつたな

くちやいけない、こういふなことになつてゐる。私は芦田内閣以来、代内閣に對して、自作農の創設をやつて、維持の対策を講じなかつたな

くちやいけない、こういふなことになつてゐる。私は芦田内閣以来、代内閣に對して、自作農の創設をやつて、維持の対策を講じなかつたな

くちやいけない、こういふなことになつてゐる。私は芦田内閣以来、代内閣に對

策或いは生産力を増強するところより、な対策が必要なわけでござりまするが、それにつきましては岡田委員の御質問にお答えいたしましたように、いろいろな点におきまして農林省といたしましてはうまくいかん状況であります。自作農を維持するというような決意、意味における維持資金につきましても苦心をいたしておりますのであります。

この対策を講ずることが、我が國の農地改革を完全に維持する唯一の方法でありますから、二十六年度の予算を待たずして速かに予算化して頂きたいと思うのであります。が、補正予算においてそういうふうな予算を組まれる決心であるかどうかを承りたいと思うのであります。

処分ができておらず又登記が未完成のものが相当数あるのは事実であるのです。政府においては、耕地整理工事の完了地の換地処分未済地の換地処分を、三ヶ年計画を立てて完了しようとすることで、二十五年度予算においては四万五千町歩を予定しておられます。政府においては、耕地整理工事の完了地の換地処分未済地の換地処分を、三ヶ年計画を立てて完了し

ります。換地処分の技術者の養成、経費といだしましては、予算書にもござりまする様に、四十八万四千円計をしてあるのでございます。これにつきましては、府県にその事業を行わせまして、府県に要しまする経費の五割を国から助成する、こういうことになります。

の半額を補助して頂き、而も現在の計算は余りにも僅少であるから増額して頂く、こういうふうにせなくちゃでない、こう思うのであります。そこで従来通り、民間の團体にこういうふうな仕事を委託してやらせるという考があるかどうか、これをお伺いしたいのであります。

ましては、實は私共がこの改正法案を考えております時分には、まだいいだらうという考でおつたのであります。が、最近のような物価の状況、特に食糧の闇価格がなくなつた、非常にそれが低落した、ということが主たる原因であろうと思ひます。が、状況が非常に変つて参つております現在並びに今後におきましては、御指摘になりましたような状況が逐次現れて来るといふことは当然予想せられるのでございまし

る金融につきましては申上げるまでもなく、この委員会で現にいろいろ御心配を願つておりますことく、当面の対策が必ず必要であり、又中央金庫の増資、それに伴う金融債の発行等で対処をいたして行きまして、一面農家の方で土地を売らなければならぬような事情にある者等の状況、双方睨み合せまして、これは状況に即して考えて行きたいと思います。

するところの技術者が必要であるのであります。而してこの技術者として、政府は九百名養成するというような予定のようであるのですが、この点についてどんな方法によつて補助金を交付される予定だか、その計画の内容をお伺いしたいと思うのであります。

○施設整備費等 拠地久々の事務は
定測量の実施であるとか、確定名簿調
書の作製であるとか、知事宛の申請書
の作製であるとか、賃貸価格配付申込
書の作製であるとか、登記申請書の作
製であるとか、いろいろあるのであり
ます。而してこれらの事務は從来各類政
道府県にあるところの開拓協会である
とか、或いに耕地協会であるとかいろいろ
ようなものが代行しておつたようなもの
であります。が、今、お話を通りである
と、いたしましたならば、これま、こしら

業の完結を図りまする地元の耕地整理組合が、耕地協会等にありまする技術者を頼みまして仕事をするのであります。そして、そういうところにおりまするような技術者等に委託するわけであります。お説のように、全体の予算といわしまして三千八百万円ござりますが、実情に副わないという点につきましては、これを是正するよう努めたいと考えております。

具体的な制度が定まつておりますけれども、二十六年度予算の編成の時期におきましては、只今お述べになりましたような事態を考えまして、それに即応し得るような適切な方法を考えたい、且つその実現に努力をしたいといふふうに考えておる次第であります。

○藤野義雄君　局長のお話によるといふと、二十六年度の予算には考え方とうとう、二十六年度の予算まで待つておつたならば、自作農の或る部分は処分しなくちやならん、そういうた自作農創設の目的に反するというような結果を招来するものが相当数に上るのじやなかろうかと考えられるのでありますから、二十六年度の予算を待たずして、来る臨時国会には速かに補正予算を組んで

革というような点についてお尋ねしたいと思うのであります。私は農地改革は手段であつて、最後の目的は農業改革でなくちやいけない、而して農業改革をやるために、どう言つたつても、土地の交換分合をする心事があると思うのであります。耕地の交換分合をやるために、土地改良法によつてやるのが一番いいと思うのであります。土地改良によつて耕地の交換分合をやつたらば、その跡始末であるところの換地処分をせなくちやできないのです。土地改良の結果、耕地の交換分合をやつたらば、交換分合の登記があつて初めて所有權が確立するというようなことになつて来ると思うのであります。然るに耕地整理組合法によつて、土地改良をやり、或いは交換分合をやつたものの中に、未だ換地

まして、これに対しまして、その完了に要する費用の二分の一を国から助成することになつてゐる所以あります。表向きは二分の一になつてゐるけれども、実際はもつと経費がかかるからと、いうお話が、この前に、この委員会でもありました。二十六年度の予算との間に、単価を是正したいということを申上げましたら、それではいかんから補正予算のときに努力せよ、こういうお話であります。その趣旨に従つて大体考えておるのであります。この事業を行ひまするには実測、測量いたしませんければなりませんので、その技術者は、概ね今まで府県にございまする耕地協会等で、アールしていくと申しますか、そういう人も非常に少くなつておりますので、これを技術者をも殖やして行く必要があるわけであ

のものは代行させられる考であるかど
うか、又、さつきお話をあつたのは、
予算委員会の分科会の際に、局長にち
尋ねしたのであつたのであります、が、
私などの計算によつて見まするといふ
と、反当五百円ぐらゐは経費がいるの
じやながろうか、こう想像されるので
あります。而して、今日の金融状態が
らいたしましたならば、半額の補助を
頂くといたしましても、二百五十円を
農民が負担しなくちやできない、こう
いうふうなことになつたらば、非常に
農民の負担が過重であつて、折角の換
地処分も完了することができないとい
うようなことになるのじやなからう
か、こう想像されるのであります、
う考えて行きまししたならば、農地改革
の最後の仕上げをするための仕事であ
つたらば、政府は思いきつて必要経費

計画であります。政府は「十五年度予算においては、一県当り二十九ヶ町村、全国で九百二十ヶ町村、反別といたしまして三十六万三千五百町歩を指定し、その中の十八万四千町歩を模範的に交換分合をやらせられる、こういう計算のようく承つておる所であります。この模範的に交換分合をやられる具体的のものが現在お分りであろうと思うのですが、その内容のお示しを願いたいと思います。

○委員長(楠義男君) それじや田邊農地局管理部長から……。

○説明員(田邊勝正君) 交換分合をする指定村であります。これにつきましては現在公示を要する交換分合の指定村と、公示を要しないで交換分合をやれるというようなのと、両方共希望を私共聞いておりますが、大体公示

○藤野繁雄君 それはやり方ですか……、そのやり方を……。
○委員長(補見義男君) その指定ですね、それが、交換分合はどういうふうにしてやるか、そのやり方を……。
○説明員(田邊勝正君) それで交換分合のやり方であります、その交換分合のやり方は、実際の面と、それから土地改良法によつてやる面と二つあるのであります、実際の面は大いに宣伝その他をやつて、そこで意見をまとめて貰うということがまあ第一であります、その中で土地改良法によつてやるということになりますと、この中で農地委員会がやる場合、それから土地改良局がやる場合、それから協同組合がやる場合、というように、その主体を分つて、そうしてそれが先ず第一にどれがやるかということを決めなければなりませんが、それと、今のところ事実上指定してくれと言つて来ておる者の内容を調べますと、大体誰と誰が一緒になつて大体やろうと……、村長さん、協同組合長、農地委員長等が全部相談すべくやるというようなことになつております。併し法律上の形式から申しますと、農地委員会でやる場合と、協同組合でやる場合と、土地改良局でやる場合と、おのづかに違つておりますが、大体大部分の人間が賛成すれば、少しの者が同意しなくても農地委員会がやる場合は強制されるとい

るにつきましては、私共の方でやり方の指令をいたしまして、極めて無理のないようやるということで、土地の調査といつもの細かくやりまして、交換分合を行います。土地交換をする場合大体全体から見て二割を越してはいけない。二割を越して来ましても、その当事者の同意があれば差支ありません。配分についても生産のやり取りをやつて、そうして損得の行かないようするというふうに、計画書が、細かいものができますと、農地委員会でやる場合におきましては、県の農地委員会の認可を経てやる。その他の協同組合と改良局によりますと、地方知事の認可を経るということで、それが報告されますというと、その効力が発生する、こういうような手続であります。

二・六%，牧野で買収登記が済んでおるのが六
料によつて見ますと、農地で
買収登記が済んでおるのが八二・二・%，
この売渡し登記が済んでおるのが六
二・六%，牧野で買収登記が済んでお
るのが四三・五%，売渡し登記が済
でおるのがと二七・三%あります。
而して私の想像するのに、この登記が
完了しておると、さういうふうなもの
でも、本当に完全に登記が済んだもの
はその或る部分で、ただ登記所が登記
書類を不完全ながら受理したのみであ
る、こういうふうなことに私は考えて
おるのであります。然ばななぜそ
うふうに登記が遅れたのであるか。こ
ういうことを考えて来ますといふと、
登記が遅れたところの原因は、農地委
員会の人員が手不足であつたといふこと
と、又土地台帳関係の事務が税務署から
登記所に四月一日から移管されたとい
うこと、その移管されたためにいろ
いろの仕事がごたごたとしたといふよ
うなこと、又登記所の人員は何人増加さ
れたか存じませんけれども、登記所
の人員に限りがあり、而してその登記
所は一般的の登記所でなければできな
い、農地改革の登記のみに専念するこ
とはできない、こういうふうなことで
登記が遅れたのじやなかろうか。又各
登記所の実際の状況を見てみますとい
ふと、税務署から土地台帳は送り込まれ
たが、これを完全に整理するところ
の設備もない。それで四月一日になつ
て、受付けたところのものを整理しよ
うと思つても、完全に整理することが
できない、こういうふうなのが現在に
おける登記の遅れておるところの原
因、或いは今まで進行しないところ
の原因ではなかろうかとこう思つので

家の事務でありますから、これに要するところの経費は全額國家負担としなくちやできないにも拘らず、その登記事務に要する経費を政府から支出されることは、金額が少いからであるといふに断ぜざるを得ないであろうと存ずるからであります。この点については予算委員会で農林大臣に質問をしたのであります。私の計算によつて見ますると、政府が過去において支出されたところの費用が二億二千六十万円、一筆当たりの費用が八円弱であります。実際に要した一筆当たりの費用は十五円乃至三十円で、平均二十五円ぐらいじやなかろらかと思うのであります。そないたしまず、一筆当たりの支出金が約七円です」というと、一筆当たりの金が二億二千六十万円になるのです。必要な経費は四億四千九百二十万円になるのであります。あつて、四億四千九百二十万円の内、政府が支出したところの金が二億二千六十万円というような数字になつて一億数千万円の経費が足らなかつたために登記が遅れたのだ。そうして一例を挙げて見ますと、私の村は、完全に予定の期日までに登記が済んだ、こういうふうなことでお褒めを要林大臣から頂いたのであります。かれには土地を自作農にして貰つた、自作農になつたところの農民が、各反別に応じて相当の負担をやつたからである。即ち農民の犠牲によつて初めて登記が完了したのだ。こういうふうに考えられるのであります。私は一日も早くこの登記の完了を希望しておるのであります。又今後残されたるところの登記といふものは、所有権の移転その他について非常に煩雑なものであつ

あります。こういうふうな残されたところの登記を完了するためには、又残務を整理するためには、担当の費用を要して行くのにも拘らず、今回農地委員会の員数を減少せられたということは如何なる理由であるか。農地改革は大体においてでき上つたというようなことがありますけれども、農地改革は登記完了して初めてでき上り、更にさつき申上げたように、農地改革から農業改革に進んで来なくちやできない、こういうふうになつて來るのであります。が、現在の予算では、農地委員会の書記を減少しておられるのであります。少したのは間違つておる。予算作成の時は三月末日で完了しようとする見込であつたからあの予算でよかつたのであるけれども、現在で行つたならば間違いであつた。であるから減員するということにせずして、従来通りにして、一日も早く登記を完了させる。こういうふうな考があるかどうか。未済の登記をいつまでに完了される見込であるか。又現在の予算で一人減しておるのであるから、これは二人にすることは予算上できないということを行われる考であるかどうか。この点お伺いしたいと願つております。

でなかつたために、なかへ進行をいたさなかつのでありますて、年度の途中におきまして一億円特に登記のため補正予算の支出をいたしたしたのであります。これも併し十分ではない。まあそういう事情がござりますに拘らず、主として市町村農地委員会における書記諸君の絶大なる努力によりまして現に見まするよつた成績に漕ぎつけましたことを誠に感謝をいたしておるのであります。登記所の方から見ます数字は、買収登記の完了は八二%でござりまするが、農地委員会の受持つております分についての事務は、買収登記につきまして九六%に達しておるのであります。残つております土地と申しますのは、先程の話のございました換地処分がまだ済んでいないというような特殊の事情のある地域につきまして、まだ事務が残つておるようなわけであります。従つて登記事務におきましても、これは一般的に遅れておるということではなく、特殊の事情がございまする地域について残つておる。かようにお考え頂いてよろしいと思うのであります。この事柄に関連をいたしまして市町村農地委員会における書記を從来二名ございましたのを、二十五年度予算から一名になつております。これは予算がそのまま施行せらるまして、そういうことになつておるわけでござりまするが、それともそれを以て登記事務の完了の成算ありやいなやという御質問でござります。二年四年度におきましてこの成績を收めましたにつきましては、国費の外に事実問題といたしまして、府県又は市町村等において相当額の経費の支出を煩わしております。その経費を以ちまして

臨時に人を頼むというようなことをいたしまして、これだけの仕事を成し遂げられたようなわけでありますから、今申上げますように、登記が残つておられますのは特殊の事情のあります所で、これは一般的の現象というわけではございませんので、一般論といたしましては、農地委員会の書記が一名であります。削減せられましたことも、これは止むを得ない次第でありますと、登記の完了ということには支障なくやつて行けるというふうに考えておる次第であります。尙二十五年度分といたしまして、登記の費用も若干……、三千六百万円でございますが、計上してございますが、これも多くは二十四年度使いました部分の穴埋めの一部といふものに廻るだらうと思つてあります。いずれにいたしましても、残つております土地につきましてはこのスピード一日に馬力をかけて頂いた勢いを緩めることなく、速急に仕事を完了するようになります。土地の経費の配付等につきましても、その辺の事情は勘案をして適正を期したいという考であります。

やできないのだが、一日も早く完了せなくちやできないのだと、いろいろなことがあります。それは、その完了するまでは暫定処置といったしまして、予算の範囲内において適当の人数を使用する。近く臨時国会もあるのでありますから、その際に不足分は補正予算で組んで穴埋めする、こういうふうなことにやつて行つた方が最も登記を完了するところの早道ではなかろうか、こういうふうに考へるのであります。が、局長が直ちにそういうふうなことをするという言明はできないだらうと思ひますけれども、そういうふうなことをやつたらどうかといふような御意思があるかどうか、お尋ねしたいと思うのであります。

という事情になつておりますので、この予算を途中から変更するということは至難に屬するのではないかと考えるのでありますて、従つてお求めになりましたよな处置をいたしますことは、これは危険であると考えるのであります。

○藤野繁雄君 次は農地証券のことをお尋ねしたいと思うであります。四月二十五日の読売新聞によつて見まするといふと、「買叩いた農地証券廿億円、五億円濡れ手で栗、早耳か漏洩か買上げに北叟笑む証券業者」、こういうような記事が載つておるのであります。農地証券の問題でも私は片山内閣以来、農地証券を金融の対象とするごとにして頂きたいとこりようよなことを要求し、大蔵当局も何とか考えるところ言つたものの、昭和二十四年の補正予算まで対策を立てなかつたのであります。然るに農村の不況が段々一段と深刻になり、又私共の何とかして貰わなくちやいけないという強い要求の結果、二十五年度予算には相当額の償還をするということになり、更に予算委員会でいろいろ交渉した結果、農地証券は全額一時拂をする、こういうふうなことになつたのは、私などが片山内閣以来要望したことが実現して喜びに堪えないのですがあります。その半面証券業者は北叟笑んでおるかも分りませんが、農民は金融難に追われて金融化することができないところの証券を処分をして買叩かれて、半額ぐらいいに処分したものもおるといふやうなものもあるといふやうな状況であります。私は半額で売つたということは農民が、悪いのである、併しながら地

主から土地は取上げてそれに対しでは金融的措置ができないところの農地証券をやつて、而して地主をはじめて今日になつたというようなことになつたならば、私は何とか、これには対策を講じなくちやできないとこういうふうに考へるのであります。又私は漏洩や何かではないと思うのであります。この新聞記事を御覽になつて、どういふふうなお考を持つておられるか、又これに対する対策を何とか考えておられるかどうか、お尋ねしたいと思うのであります。

したというようなことはあります。けれども、その実情がどういうことであるかということにつきましては、私共には分つております。元來この農地証券を返すにつきましては、私共は農地証券を償還すると同時に、その資金を農村方面の生産上必要な方面に廻すようにいたしたいという考を持つておりますのであります。又その企画もされたのでありますけれども、この方は現仕における協同組合系統の金融逼迫のために、予期のごとき結果は挙げ得られないよう考えておるのであります。が、何れにいたしましても、農地証券はできるだけ早く返したい、それから今までの関係方面的考え方としては特別会計で金のある部分はいいけれども、それ以外の財源を以てすることは、インフレーションの防止という意味から見れば、どうしても農地証券を償還すれば消費財源に廻り易い、それよりも銀行の持つておりまする国債等の償還をいたすのが順ではないかとうようなことで、全額還すといふようなことは贅をされておらなかつたのであります。いろいろな金融情勢を考えられて、或いは国債償還の状況を考えられて、今回農地証券を全額還すといふことになつたものと思ひます。これは途中変えたのであります。それは、途方に使いたいとしないのでありますけれども、併しその償還金は農協の方に預金となつて、今の農協の金融難を緩和する一助にもなるということにつきましては、私共非常に希望をいたしておるところであります。

つきましては、従前窓口は勵業銀行一本でございましたが、農業協同組合等におきまして取りまとめて償還を受け取るその手続等を取りまとめてやることではございませんが、そういうふうにいたしておつたのであります。まあそういうことで、農村におきましては前々関心があり、且つそれについても農協等の斡旋等で相当程度の、何と言いますか、そういう方法が講ぜられておつたと思うであります。併し事実は、新聞にありましたことがどの程度事実であるかは存じませんが、そういうこともそれはまああつただらうと思います。でこれに対して特別の措置を探るかということにつきましては、別に考えておらないのであります。

務次官は、それは地方債として全額引き受けることになつてゐるから、地元負担は完全に消化ができるのだとこううふうな話をされておるのであります。が、七・六億九千八百万円というものは、西村政務次官がお話を通り、全額地方債引受によつて地元負担ができるのであるかどうか、この点お伺いしたいと思うのであります。

うことが主でありまして、現実に地元から企を出さなければならん関係はそれ多くはございませんのであります。これらの金の調達につきましては、從来農林中央金庫の世話になつております。今年もそういうつもりでおります。農林中金の現状はどうするかといふお尋ねはあるかも知れませんけれども、地元負担金と現金に調達いたしまして、今直ぐという必要もない、もう少し先のこととてよろしいのであります。その時分には中金の増資をいたします。營事業等に伴いまする府県の負担金、これらものは当然地方債の引受けの中に入つておるのでありますから、私がお話ししますように農業者の団体が直接持たなければならんという資金につきましては、これは地方債とは関係ないのです。

けだ、こういうようなことであれば、今回の金も或いはおいそれとは出で来ないのじやなかろうか、こういうふうな必配があるからお尋ねしておるようあるお考であるかどうか、何か別な方法があるかどうか、お尋ねして置きたい次第であります。

○**政府委員(山添利作君)** 地元負担金につきましては、中央金庫を通じて所要の額を調達する、それ以外にはございません。

○**藤野繁雄君** それから水利組合であるとか、或いは耕地整理組合であるとか、こういうふうなものに対しても、別途で十億円くらいの資金を計画しておられるよう承つておるのであります。ですが、これについての大体の見通しはどういうふうなものであるか、お伺いしたいと思うのであります。

○**政府委員(山添利作君)** 見返資金につきましては、全体の枠が非常に縮小せられております關係上、農業方面に枠を期待するということは困難でございまして、現実の問題といたしましては、昭和二十五年に十九億見返資金から政府が放出するという計画を以ちまして、地方の申込を取りましたところ、農林省に対して五億二千万円融通の申込が来ております。ところが二四年度内には遂にそれが実現できなかつた。これが非常に問題になつておるのであります。これを果しますように、今努力をいたしておる最中でございまして、それを越して新しい計画のものを考えるということは、資金の実情から見ますると困難のようであります。

○藤野繁殖君 現在農村から吸い上げてあるところの金は、簡易生命の金であるとか、或いは簡易保険の金であるとかといふようなものが相当額あると私は信ずるのです。そういうふうな金が相当額あるといたしましたならば、食糧の自給度を向上するためには絶対的に必要である土地改良であるとか、災害復旧の資金にして貰う、地方還元の意味からいたしましても、これらの資金を流すべきであると確信するのであります。このお金を政府はどういうふうに流す計画であるか、或いは農村にはこういうふうな金は流すべきでないような状態であるが、できるだけないようなるべく、私がさつき申上げましたように、我が國の再建に最も必要である食糧の自給度向上のために土地改良及び災害復旧資金としてこの金を流すべきであると、こう固く信ずるのであります。その点局長の意見を承りたいと思います。その点局長の意見を承りたいと思います。

委員	石川	深水	岡田	宗司君
委員外議員	藤野	柴田	六郎君	加賀
國務大臣	農林大臣	森	幸太郎君	政次君
政府委員	農林事務官 (農地局長)	山添	利作君	操君
事制局側	常任委員會 專門員	永田	龍之助君	山崎
法制局側	第三部第一課長 (林野厅政課長)	堀合	道三君	恒君
説明員	農林事務官 (農地局管理部長) (政調査課) (林野厅技官)	葛	精一君	伊達源一郎君
四月二十七日本委員会に左の事件 を付託された。	奥原日出男君 田辺 勝正君			
一、狩獵法の一部を改正する法律案 (伊達源一郎君外九名発議)				
狩獵法の一部を改正する法律案 狩獵法の一部を改正する法律 狩獵法(大正七年法律第三十一号) の一部を次のように改正する。 「主務大臣」を「農林大臣」に、「命 令」を「省令」に改める。				

農林大臣又ハ都道府県知事ハ狩獵鳥獸ノ保護繁殖ノ為必要ト認ムルトキハ狩獵鳥獸ノ種類、区域、期間又ハ猟法ヲ定メ其ノ捕獲ヲ禁止又ハ制限スルコトヲ得第一條第三項の次に次の二項を加える。

第二項ノ規定ニ依リ狩獵鳥獸ノ種類ヲ定メ、又ハ前項ノ規定ニ依リ狩獵鳥獸ノ捕獲ヲ禁止若ハ制限セントスルトキハ農林大臣又ハ都道府県知事ハ予メ公聽会ヲ開キ利害関係人及学識経験者ノ意見ヲ聽クコトヲ要ス。

都道府県知事第三項ノ規定ニ依ル禁止又ハ制限ヲ為サントスルトキハ農林大臣ノ承認ヲ受タルコトヲ要ス。

第三條本文を次のように改める。

狩獵鳥獸ハ農林大臣ノ定ムル銃器（空氣銃ヲ除ク）、網、鼠其ノ他ノ獵具ヲ使用スル場合ニ在リテハ都道府県知事ノ狩獵免許、農林大臣ノ定ムル空氣銃ヲ使用スル場合ニ在リテハ都道府県知事ノ狩獵登録ヲ受クルニ非サレバ之ヲ捕獲スルコトヲ得ズ。

第四條を次のように改める。

第四條 狩獵免許又ハ狩獵登録ノ申請アリタル場合ニ於テハ都道府県知事ハ其ノ者ガ第七條第一項又ハ第二項ノ規定ニ該当スル場合ヲ除クノ外遷滞ナク免許又ハ登録ヲ為スモノトス。

第五條第二項中「銃器」の下に「(空氣銃ヲ除ク)」を、同條第三項中「狩獵免許」の下に「及狩獵登録票を

加え、同條第四項中「特殊ノ」を削り、同條第五項中「狩猟ヲ為スコトヲ得ズ」を「狩猟鳥獣ヲ捕獲スルコトヲ得ズ」に改め、同條第二項の次に次の一項を加える。
狩猟登録ヲ受ケタル者ニハ狩猟登録票ヲ交付ス
第六條中「罰金」を「罰金以上ノ刑」に、「一年」を「其ノ刑ノ執行ヲ終リ、又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル後二年」に改め、「狩猟免許」の下に「及狩猟登録」を加える。
第七條第二項中「乙種狩猟免許」の下に「又ハ登録」を加え、「地方長官」を「都道府県知事」に改め、同條第一項の次に次の一項を加える。
十八年未満ノ者、白痴者又ハ瘋頑者ハ狩猟登録ヲ受クルコトヲ得ズ
第八條を次のように改める。
第八條 狩猟免許又ハ狩猟登録ヲ受クル者ハ五百四百超エザル範囲内ニ於テ省令ヲ以テ定ムル額ノ手数料ヲ納付ベシ
第八條の次に次の一條を加える。
第八條ノ二 農林大臣又ハ都道府県知事ハ島獸ノ保護繁殖ヲ圖ル為特ニ必要アルトキハ省令ノ定ムル所ニ依リ島獸保護区ヲ設定スルコトヲ得
第一條第四項及第五項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ准用ス
島獸保護区ノ区域内ノ土地又ハ立木竹ニ関シ所有權其ノ他ノ權利ヲ有スル者ハ農林大臣又ハ都道府県知事が當該土地又ハ立木竹ニ島獸ノ生育及繁殖ニ必要ナル營巢、給水、給飼等ノ施設ヲ設クルコトヲ得ズ

鳥獸保護区ノ区域内ニ於テ水面ノ埋立若ハ干拓、立木竹ノ伐採又ハ工作物ノ設置ヲ為サントスル者ハ農林大臣又ハ都道府県知事ノ許可ヲ受ケベシ但シ島獸ノ保護繁殖上一般ニ支障ナシト認メラル行爲ニシテ農林大臣ノ指定スルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ。前項ノ許可ノ申請アリタル場合ニ於テハ農林大臣又ハ都道府県知事ハ其ノ申請ニ係ル行為が當該島獸保護区ニ於ケル島獸ノ保護繁殖ニ依ラルアリト認ムベキ相当ノ理由アリニ非ザレバ之ヲ拒ムコトヲ得ズ國又ハ都道府県ハ第三項ノ規定ニ依ル施設ノ設置ニ因リ損失ヲ被リタル者又ハ第四項ノ規定ニ依ル許可ヲ得ルコト能ハザリシ為損失ヲ被リタル者ニ対シ通常生ズベキ損失ヲ補償ス。

競馬法の一部を改正する法律案

競馬法の一部を改正する法律案

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第二十條第二項中「年四回以内とする。」を「年四回以内とし、同項の指定を受けたその他の市であつてその区域内に地方競馬場が存在するもの（以下競馬場所在市という。）については年四回以内とする。」に、同條第三項及び第四項中「その組合に加入している都道府県」を「競馬場所在市がその組合に加入している場合にあつては、その競馬場所在市の数に二を乗じた回数を加え、その組合に加入している指定市町村」を「競馬場所在市がその組合に加入している組合にあつては、その競馬場所在市の数に二を乗じた回数を加え、その組合に加入している指定市町村」に、同條第六項中「横浜市、名古屋市、大阪市又は神戸市が加入している組合にあつては四を加え」を「横浜市、名古屋市、大阪市又は神戸市が加入している組合にあつては八を加え、競馬場所在市が加入している組合にあつてはその競馬場所在市の数に二を乗じた回数を加え、横浜市、名古屋市、大阪市又は神戸市のはずれか一及び競馬場所在市が加入している組合にあつてはその競馬場所在市の数に二を乗じた回数及び八を加え」に改め、同條第九項中「二回」の下に「（競馬場所在市にあつては四回）」を加える。

昭和二十五年五月十八日印刷

昭和二十五年五月十九日發行

參議院事務局

印刷者 印刷所